

# 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行期日を定める政令」及び「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令」について

国土交通省  
平成13年7月4日

## マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行期日を定める政令

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の施行期日を平成13年8月1日とすることとする。

これは、法附則第1条により、法は、公布の日（平成12年12月8日）から9月を超えない範囲内に施行することとされているためである。

## マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行に伴い、同法の規定に基づく各種手数料の額を定めることとする。

### 1. 手数料について（第1条から第7条関係）

手数料の種類	手数料
マンション管理士試験受験手数料	9,400円
マンション管理士登録証再交付等手数料	2,300円
マンション管理士登録手数料	4,250円
マンション管理士講習手数料	13,500円
マンション管理業者更新登録手数料	12,100円
管理業務主任者試験受験手数料	8,900円
管理業務主任者登録手数料	4,250円
管理業務主任者証交付等手数料	2,300円
管理業務主任者講習手数料	6,700円

### 2. 附則関係

- (1) この政令は、法の施行の日（平成13年8月1日）から施行するものとする。（附則第1条関係）
- (2) 地方住宅供給公社法施行令及び都市基盤整備公団法施行令を改正し、地方住宅供給公社を市又は都道府県とみなし、都市基盤整備公団を国の行政機関とみなすこととする。（附則第2条及び第3条関係）

公布日  
平成13年7月4日（水）

